

船橋市水道施設立入検査実施要領

第1 目的

この要領は、市の職員（水道法第39条第4項に基づく証明書及び船橋市小規模水道条例第18条第3項に基づく証明書を有する職員をいう。以下「保健所職員」という。）が水道法及び船橋市小規模水道条例に基づいて水道施設の立入検査を行う場合の検査項目・方法等を定め、立入検査業務の円滑化を図ることを目的とする。

第2 実施方法

立入検査は、定期及び臨時に実施することとする。

1 定期立入検査

(1) 実施者

年度計画に基づき保健所職員が実施する。

(2) 立入検査回数

年間立入検査回数	施設区分
必要と認める場合 随 時	水道用水供給事業、簡易専用水道
船橋市環境衛生監視指導計画 に規定する回数	上記以外の水道施設

(3) 立入検査内容

ア 施設台帳と照合のうえ変更内容等の有無を確認する。

イ 検査項目は、水道施設立入検査台帳（様式第1号）に定める項目及びその他特に必要と認める項目とする。

2 臨時立入検査

(1) 実施者

保健所職員が実施する。

(2) 立入検査回数

必要と認める場合随時に実施する。

(3) 立入検査内容

必要と認める項目とする。

第3 立入検査後の措置

立入検査の結果は、水道施設立入検査台帳に記載することとし、変更等の事実があった場合は、速やかに手続きさせるとともに、指摘検査項目があった場合等は次によるものとする。

1 立入検査結果の提示

立入検査の結果、必要と認める場合は、水道施設立入検査結果票（様式第2号）を交

付するものとする。

2 改善指導

口頭による指導のほか、必要と認める場合は、水道施設改善指導票（様式第3号）により改善の指導を行い、改善終了後、速やかに改善報告書（様式第4号）を徴収し、改善結果について必要に応じ現地調査を行うものとする。

3 改善の指示・命令

前項の改善指導票を交付し、指導したにもかかわらず、なお、その指導に従わずかつ衛生上特に支障が生ずるおそれがある場合、あるいは、改善の意思が認められない場合は、様式第5号により水道法第36条に規定する改善の指示（簡易専用水道については措置の指示）及び船橋市小規模水道条例第15条に規定する改善命令（小規模簡易専用水道については措置命令）を行うものとする。

また、改善終了後、速やかに改善報告書（様式第4号）を徴収し、改善結果について現地調査を行うものとする。

4 給水停止命令

水道法第37条及び船橋市小規模水道条例第16条に規定する給水停止命令の必要があると認めた場合は、給水停止命令を行うものとする。

第4 台帳等の保管

1 水道施設立入検査台帳

立入検査結果及び改善指導状況等を記載し、最終検査日から3年間保存するものとする。

2 水道施設改善指導票

改善報告書を受理した日から、改善報告書とともに3年間保存するものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年10月7日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

No	
.	

水道施設立入検査台帳（I）

水道の種類	用水供給・上水道・簡易水道・専用水道・小規模専用水道
施設の名称	(浄水場名：)

検 査 項 目			判 定 欄				
			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
水 源	1	水源の清潔保持・汚染防止措置は適切か					
	2	水源水量の確保はなされているか					
消 毒 設 備	3	滅菌機・薬剤の予備はあるか					
	4	滅菌機の運転状況及び残留塩素の確保は適切か					
	5	塩素の漏洩防止措置・防災対策は適切か					
ろ過池 送配水 設 備	6	ろ過能力が過負荷とならないように維持されているか					
	7	配水池等の清潔保持・汚染防止措置は適切か					
	8	漏水・水圧等の対策は適切か					
水 質 検 査	9	定期検査（毎日・毎月）は実施されているか					
	10	水質検査の委託先及び委託契約は適切か					
	11	浄水水質は常に基準に適合しているか					
	12	原水の水質検査は実施されているか					

従事者	13	水道技術管理者が選任されているか					
	14	健康診断は定期的実施されているか					
記録報告	15	水質検査・健康診断等の結果の記録・報告はあるか					
	16	管理に要する図面・書類等は整備されているか					
点検	17	保守点検・管理に必要な器具類は整備されているか					
	18	定期的に点検が行われ、記録は作成されているか					
受水槽 高置水槽	19	設置場所は適切か					
	20	槽内及びその周辺は清潔に保持されているか					
	21	有害物・汚染等の混入のおそれはないか					
	22	吐水口空間・排水口空間は確保されているか					
	23	オーバーフロー管・通気管の防虫網は適切か					
	24	クロスコネクションはないか					
	25	マンホールの状態(立ち上げ・防水・施錠等)は適切か					
その他	26	死水防止構造となっているか					
	27	凝集剤・塩素剤等の薬剤の注入量は適切か					
	28	末端給水せんの遊離残留塩素濃度	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
	29	水槽の清掃は定期に実施されているか	月日	月日	月日	月日	月日
水道施設改善指導票交付の有無			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
立入者名							
立会者名							

- 注)
- 1 当該台帳は水道事業、専用水道、小規模専用水道に適用する。
 - 2 当該台帳は原則として浄水場ごとに記入すること。
 - 3

No.	
-----	--

 は各水道台帳の番号と一致させること。
 - 4 検査項目 29 は専用水道および小規模専用水道に適用するものであること。
 - 5 判定は以下のとおりとする。

○…………適正・良好	レ…………検査不能
△…………一部不備・不十分	—…………該当せず
×…………不適・不良	／…………未検査

(特記・指導事項)

A large rectangular area with horizontal dashed lines, intended for handwritten notes or entries.

No.	
-----	--

水道施設立入検査台帳 (Ⅱ)

水道の種類	簡易専用水道・小規模簡易専用水道
施設の名称	

検 査 項 目		判 定 欄					
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
受水槽 高置水 槽	1	設置場所は適切か					
	2	槽内及びその周辺は清潔に保持されているか					
	3	有害物・汚水等の混入のおそれはないか					
	4	吐水口空間・排水口空間は確保されているか					
	5	オーバーフロー管・通気管の防虫網は適切か					
	6	クロスコネクションはないか					
	7	マンホールの状態(立ち上げ・防水・施錠等)は適切か					
	8	死水防止構造となっているか					
書類	9	管理に要する図面・書類等は整備されているか					
その他	10	末端給水センの遊離残留塩素濃度	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	11	水槽の清潔は定期に実施されているか	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	12	法定検査は定期的に行われているか	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
水道施設改善指導票交付の有無			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
立 入 者 名							
立 会 者 名							

- 注) 1 当該台帳は簡易専用水道、小規模簡易専用水道に適用する。
- 2 No. は各水道台帳の番号と一致させること。
- 3 検査項目 12 は簡易専用水道のみ適用するものであること。
- 4 判定は以下のとおりとする。
- | | |
|----------------|------------|
| ○……………適正・良好 | レ……………検査不能 |
| △……………一部不備・不十分 | —……………該当せず |
| ×……………不適・不良 | ／……………未検査 |

様式第2号

水道施設立入検査結果票

水道施設名称					
水道の種類	専用水道・簡易専用水道・小規模専用水道・小規模簡易専用水道				
立入年月日	年	月	日	整理番号	
立入者					
指摘(指示)事項					
立会者					

船橋市保健所 衛生指導課
TEL

水道施設改善指導票

種類	用水供給	上水	簡水	専水	簡専水	小専水	小簡専水
----	------	----	----	----	-----	-----	------

水道施設名称			交付年月日 年 月 日
設置者の住所・氏名			検査者 職・氏名 船橋市保健所
管理者の所属氏名		TEL	
<p>あなたの施設を 年 月 日に検査したところ、下記のとおり不備な点がありましたので、早急に改善し、その結果を 年 月 日までに船橋市保健所長に報告してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
立会者 確認欄	上記の事実を確認します。 住 所 氏 名		

(乙)

水道施設改善指導票

水道施設名称		交付年月日 年 月 日
設置者の住所・氏名		検査者 職・氏名 船橋市保健所
管理者の所属氏名		Tel
<p>あなたの施設を 年 月 日に検査したところ、下記のとおり不備な点がありましたので、早急に改善し、その結果を 年 月 日までに船橋市保健所長に報告してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
立会者 確認欄	上記の事実を確認します。 住 所 氏 名	

様式第4号

改 善 報 告 書

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住 所
氏 名

〔 法人又は組合にあっては主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号で改善を 指導 指示 された事項に
命令

ついて、次のとおり改善終了したので報告します。

記

指導 改善 指示 命令 を受けた事項	改 善 状 況

第 年 月 号
年 月 日

様

船橋市保健所長

専用水道施設の改善について

あなたの設置している専用水道施設は、水道法第5条に規定する施設基準に適合しないので、同法第36条第1項の規定により、下記のとおり改善することを指示する。

記

- 1 確認番号・年月日
(専用水道届出年月日)
- 2 給水の地域及び施設の名称等
- 3 必要な改善措置
- 4 改善の期限

この処分に不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第 年 月 日
号

様

船橋市保健所長

簡易専用水道施設の措置について

あなたの設置している簡易専用水道施設は、水道法第34条の2第1項に規定する管理基準に適合しないので、同法第36条第3項の規定により、下記の措置をとることを指示する。

記

- 1 施設の名称・所在地
- 2 管理に関する必要な措置
- 3 改善の期限

この処分に不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第 年 月 日
号

様

船橋市保健所長

小規模専用水道施設の改善について

あなたの設置している小規模専用水道施設は、船橋市小規模水道条例第4条に規定する施設基準に適合しないので、同条例第15条第1項の規定により、下記のとおり改善することを命ずる。

記

- 1 確認番号・年月日
(小規模専用水道届出年月日)
- 2 給水の地域及び施設の名称等
- 3 必要な改善措置
- 4 改善の期限

この処分に不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第 年 月 日
号

様

船橋市保健所長

小規模簡易専用水道施設の措置について

あなたの設置している小規模簡易専用水道施設は、船橋市小規模水道条例第14条に規定する管理基準に適合しないので、同条例第15条第2項の規定により、下記の措置をとることを命ずる。

記

- 1 施設の名称・所在地
- 2 管理に関する必要な措置
- 3 改善の期限

この処分に不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。